

弁護士日記

最高裁判所を訴える①

美和 勇夫

かねてから本紙で予告

はしていたが、昨年の十二月二十七日、私が提出した火災保険金一億四五百〇〇万円の訴えを最高裁判所が怠慢により、受け付けず審理しなかった責任を追求して、「国家賠償請求」の裁判を岐阜地裁におこした。

ちょうど「津波」の報道と重なってしまったが、NHKは昼のニュース、夜六時半のホットイブニングで放映してくれ

た。おそれおおくも最高裁を訴えたなどということはない。「前代未聞」のことであるから、その経過を説明していきたい。

「自殺・決闘・死刑の場合には保険金を支払わなくともよろしい」と規定しています。しかしこれでは生命保険金が集まらないので、保険会社は、「契約をしてから一年以内の自殺は支払いませう」という「特別の契約書(約款)」を作って、保険を勧誘しているのです。ところが東京で、平成六年六月一日から七月一日の間に一〇件合計一〇数億円もの多額生命保険(毎月一〇〇万円の支払い)をかいた社長が、経営に行き詰まって一年四カ月後に仕事中のビルの屋上から「転落死」して、自殺で

あると認定される事件が発生した。

○ ○ ○

あまりの金額の大きさに驚いたのか東京高裁は、たとえ契約一年後の自殺であっても、商法六八〇条の原則規定の趣旨から、

「もつぱら保険金を得る目的で自殺したと認められる場合は、特約(約款)があっても支払わないでよろしい」という判決を出した。

これに対して、不服の申立を受け付けた最高裁判所(第一小法廷)は、「犯罪行為などの特別事情がない限り、たとえ保険金ほしさに自殺をしたとしても、一年後は支払う」という約款があるのだからその特約は有効である。東京高裁は特別事情があるかどうか調べ直せ」と言った。(差し戻し)

○ ○ ○

一方、私が問題として最高裁(第二小法廷)を訴えた火災保険金の規定はどうなっているのか? これは、商法六六五条には、

「火災によつて生じた損害は、火災の原因を問わず保険金を支払え」とされており、商法六四一条では、

「悪意(放火など)で、重大過失がある場合は、支払わなくともよろしい」と規定されています。従つて、金に困つての

放火の疑いが濃い場合、仏壇のローソクが倒れかけているのに放置して火災が発生した場合(重過失)などは、保険金は支払われません。

それでは、本人の放火くさいのか、第三者のいたずら放火かいずれともはつきりしない場合は、たして保険金が払われるのかどうか問題となります。名高裁は「払わなくともよい」と言い、これに対する不服の申立で最高裁は、

「弁護士美和の申立は受理するに値しない」と言つてのけたのです。

(つづく)

(筆者は多治見市上野町在住)